

令和8年度 綾川町一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画)

I 一般廃棄物処理の基本事項

- 1 処理区域 綾川町内
- 2 計画期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 処理対象 ごみ、し尿、浄化槽汚泥
- 4 処理計画量 (綾川町一般廃棄物処理基本計画より)

(1) ごみ (単位：t)

計画収集 人口(人)	可燃ごみ	破碎ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	その他	合計
23,092	4,147	505	217	1,014	9	5,892

(その他は、電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみ)

(2) し尿、浄化槽汚泥 (単位：人)

計画収集 人口	下水道 処理人口	合併処理 浄化槽人口	単独処理 浄化槽人口	農業集落排 水処理人口	非水洗化 人口
23,092	7,177	10,269	3,758	124	1,764

処理量

区分	収集量 kℓ
し尿計画収集量	1,154
浄化槽汚泥処理計画量	3,925

## II 一般廃棄物の処理

### 1 一般廃棄物の排出抑制および資源化の促進

排出抑制	広報、ごみカレンダー、ごみアプリ、ごみ分別の手引きなどを活用して、ごみの分別・減量化の周知																																				
缶類、びん、プラスチック容器包装、ペットボトル、古紙の資源化	ごみの減量・分別収集・リサイクルの推進																																				
ごみ処理有料化	<p>指定ごみ袋等</p> <table border="0"> <tr> <td>燃やせるごみ</td> <td>袋</td> <td>大</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>処理券</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>破碎ごみ</td> <td>袋</td> <td></td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>処理券</td> <td></td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>びん類</td> <td>袋</td> <td></td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>袋</td> <td></td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>プラスチック容器包装</td> <td>袋</td> <td></td> <td>20円</td> </tr> </table>	燃やせるごみ	袋	大	30円			中	20円			小	10円			処理券	30円	破碎ごみ	袋		20円	粗大ごみ	処理券		20円	びん類	袋		20円	ペットボトル	袋		20円	プラスチック容器包装	袋		20円
燃やせるごみ	袋	大	30円																																		
		中	20円																																		
		小	10円																																		
		処理券	30円																																		
破碎ごみ	袋		20円																																		
粗大ごみ	処理券		20円																																		
びん類	袋		20円																																		
ペットボトル	袋		20円																																		
プラスチック容器包装	袋		20円																																		
缶類 無料回収	<p>7月～9月以外 ごみステーション 月1回収</p> <p>7月～9月 ごみステーション 月2回収</p>																																				
古紙 無料回収	ごみステーション 月1回収																																				
コンポスト等補助	<p>電動生ごみ処理機 購入価格2分の1・上限20,000円</p> <p>コンポスト購入補助 購入価格2分の1・上限3,000円</p>																																				

### 2 一般廃棄物の種類および排出場所・収集方法

#### (1) 家庭系

燃やせるごみ	各地区週2回 ステーション (指定袋)
破碎ごみ	各地区月2回 ステーション (指定袋)
粗大ごみ	各地区月1回 ステーション (指定シール)
びん類、ペットボトル	<p>7月～9月以外 各地区月1回 ステーション (指定袋)</p> <p>7月～9月 各地区月2回 ステーション (指定袋)</p>
プラスチック容器包装	<p>6月～10月以外 各地区月2回 ステーション (指定袋)</p>

	6月～10月 各地区週1回 ステーション（指定袋）
缶類	7月～9月以外 各地区月1回 ステーション（指定袋不要） 7月～9月 各地区月2回 ステーション（指定袋不要）
古紙、有害ごみ（蛍光灯、乾電池、ライター）	各地区月1回 ステーション（指定袋不要）
小型電子機器類及びリチウムイオン電池等充電式電池	役場業務日 本庁及び支所 専用BOX

(2) 事業系

燃やせるごみ	許可業者による収集処分および自己搬入
破碎、粗大ごみ	産業廃棄物とみなし産廃業者による処理

3 収集しないごみ

収集不可物	品目の例示
有害性・有毒性を有するもの	(1) 農薬等（除草剤、殺虫剤、化学肥料等）、薬品（劇薬、化学薬品等）、溶剤（シンナー等）、殺虫剤、漂白剤、多量の塩化ビニール等有害性・有毒性を有するもの (2) 焼却処理によって有害物質に変化するもの (3) 前2号に掲げるものを充てんする容器で内容物が残っているもの
危険性を有するもの	注射針等
引火性・爆発性を有するもの	(1) ガス、ガソリン、オイル、ベンジン、固形燃料、灯油、溶剤、火薬（花火を含む。）、塗料、廃油（重油、軽油等）、マッチ、着火剤等引火性・爆発性を有するもの (2) 前号に掲げるものを充てんする容器で、内容物が残っているもの、又は密閉されているもの
多量の汚水等を含むもの	汚泥及び多量の水分又は油分を含むもの（内容物が残っている缶、びん等の容器を含む。）
火気のあるもの	燃え殻、灰等で消火が不完全であるもの
悪臭を発するもの	腐臭のする多量の動植物性残さ、泥状物等
粗大物	幅・長さ・高さのいずれかが1.5mを超える大型のもの（家具等の木製品、家庭用電化製品を除く。）
処理が困難なもの	(1) 発動機、発電機、パイプ等長尺物、鋼板、型鋼、FRP製品、スチールチェーン、ワイヤー、ビニールシート、石（石材、

	漬物石等)、グランドピアノ、耐火金庫、自動車部品(マフラー、バンパー等)等 (2)その他適正な処理が困難であると町長が認めるもの
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの	(1)ボタン電池、充電式電池(ニカド電池等) (2)デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ/一体型パソコン、液晶ディスプレイ/一体型パソコン (3)携帯電話機(PHSを含む。) (4)FRP製船 (5)オートバイ (6)消火器

#### 4 処理体系・主体

##### (1) 家庭系

種類	収集・運搬		中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	方法	処理主体	方法	
燃やせるごみ	町(委託)	町(高松市へ事務委託)	焼却	町	埋立	
破碎ごみ	町(委託)	町(高松市へ事務委託)	破碎、分別	町	埋立	
粗大ごみ	町(委託)	町(高松市へ事務委託)	破碎、分別	町	埋立	
びん類	町(委託)	町(委託)	再資源化適合処理	容器リサイクル協	資源化	
ペットボトル	町(委託)	町(委託)	再資源化適合処理	容器リサイクル協	資源化	
プラスチック容器包装	町(委託)	町(委託)	再資源化適合処理	容器リサイクル協	資源化	
缶類	町(委託)	町(売却)	圧縮	民間	資源化	
古紙	町(委託)	町(売却)	圧縮梱包	民間	資源化	
有害ごみ(蛍光灯、乾電池)	町(委託)	町(委託)	無害化、再資源化	民間	—	
有害ごみ(ライター)	町(委託)	町(委託)	焼却	民間	焼却残渣埋立	
小型電子機器類	町	町(売却)	破碎、分別	民間	資源化	

上記の家庭系ごみ以外のごみで、町長が必要と認める次のものについては、町が別途対応する。

##### (ア) 町内及び河川等の一斉清掃等ごみ

ボランティア活動等の清掃により生じたごみ

(イ) 不法投棄ごみ

公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が困難であるもの

(2) 事業系

種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	方法	処理主体	方法
燃やせるごみ	自己運搬又は許可業者	町(高松市へ事務委託)	焼却	町	埋立
破碎、粗大ごみ	自己運搬又は許可業者	産業廃棄物 中間処理業者	破碎、分別、焼却 他	産業廃棄物最終処分業者	埋立又は再資源化

(ア) 事業者は、ごみの発生抑制、再生利用等により、積極的にごみの減量に努めるとともに、事業者自らの責任において適正に処理を行うものとする。

(イ) 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を行った後、一般廃棄物についてのみ町長が指定する一般廃棄物処理施設に自ら搬入することができる。ただし、搬入前に事業者は分別等により当該事業系ごみの資源化・減量に努めなければならない。

(ウ) 事業者は、自ら町長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入できない場合は、町長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（し尿等を除く）に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。この場合も、前号の規定によるごみの分別を適正に行わなければならない。

(エ) 許可業者（し尿等を除く）

町長の許可を受けた一般廃棄物処理業者及び一般廃棄物処分業者は、ごみの分別区分に従い適正処理に努めるとともに、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(オ) 一般廃棄物収集運搬業（し尿等を除く）の許可方針について

一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施するため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

(3) 生活排水及びし尿・浄化槽汚泥

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水、工場排水、 雨水等	町（県へ委託） セメント原料化等
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿・浄化槽汚泥 処理施設	し尿、浄化槽汚泥	収集運搬は許可業者 処理は町 (高松市へ事務委託)

(ア) 町民は、し尿の汲取りおよび浄化槽の清掃をしようとする場合は、町長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（ごみを除く）及び浄化槽清掃業者に委託するなど、適正に処理を行うものとする。

(イ) 許可業者（ごみを除く）

町長の許可を受けた一般廃棄物許可業者及び浄化槽清掃業者は、常に生活環境衛生の向上と市民サービスの徹底を図り、衛生的に業務を行わなければならない。

(ウ) 一般廃棄物収集運搬業（ごみを除く）の許可の方針について

一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施するため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

## 5 ごみ処理施設の概要

### (1) 焼却施設

施設名称	高松市西部クリーンセンター
事業主体	高松市
所在地	高松市川部町930番地1
焼却施設 敷地面積	16,970 m <sup>2</sup> (破碎施設含む)
延床面積 工場棟	8,172.65 m <sup>2</sup>
炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (デ・ロール式)
焼却能力	280t/24h (140t/24h×2基)

### (2) 破碎施設

施設名称	高松市西部クリーンセンター
事業主体	高松市
所在地	高松市川部町930番地1
破碎施設 敷地面積	16,970 m <sup>2</sup> (焼却施設含む)
延床面積 工場棟	5,947.67 m <sup>2</sup>
破碎形式	横型回転式 (供給フィーダ付)
処理能力	処理能力 100t/5h

### (3) 下水道処理施設

施設名称	大東川浄化センター
事業主体	香川県下水道公社
所在地	綾歌郡宇多津町字吉田4001番地4
敷地面積	12.1ha
処理方式	7池/7池 (標準活性汚泥法)
処理能力	処理能力(日最大) 48,330 m <sup>3</sup> /日

(4) し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名称	高松市衛生センター
事業主体	高松市
所在地	高松市朝日町5丁目5番56号
敷地面積	3,378 m <sup>2</sup>
延床面積 前処理棟	344 m <sup>2</sup>
処理方式	前処理後下水との共同処理
処理能力	1日あたり 378 kℓ

(5) 一般廃棄物最終処分場

施設名称	綾川町一般廃棄物最終処分場
事業主体	綾川町
所在地	綾川町西分乙561番地
敷地面積	1.2 ha
埋立容量	81,600 m <sup>3</sup>
埋立残量予測 (令和8年4月1日)	40,920 m <sup>3</sup>

(6) 再資源化適合処理施設

施設名称	株式会社リソーシズ 国分寺工場
所在地	高松市国分寺町福家乙1番地1
種類	プラスチック容器包装 ガラス瓶、ペットボトル

(7) リサイクル処理施設

プラスチック製容器包装 処理施設名称	田中石灰工業株式会社 高知プラスチック再生センター
所在地	高知県高知市仁井田4609番地
種類	プラスチック容器包装

びん 処理施設名称	株式会社大原ガラスリサイクル 播磨工場
所在地	兵庫県加古郡播磨町新島17番地5
種類	ガラス瓶 (無色、茶色)
びん 処理施設名称	株式会社タカハシ 石切第一工場
所在地	大阪府東大阪市中石切町6丁目2番2号
種類	ガラス瓶 (その他)